

周防大島町行政改革大綱



目 次

I	行 財 政 改 革 の 必 要 性	・ ・ ・ ・ ・	1
II	基 本 方 針	・ ・ ・ ・ ・	2
	(1) 自主自立の周防大島まちづくりを支える行財政基盤の確立		
	(2) 住民との協働による新たな行政サービス提供体制の確立		
	(3) 成果型重視の行政経営の推進		
III	進 め 方	・ ・ ・ ・ ・	3
	(1) 推 進 体 制		
	(2) 計 画 期 間		
	(3) 実施及び進行管理		
IV	具 体 的 方 策		
	(1) 自主自立の周防大島まちづくりを支える行財政基盤の確立 ・	4	
	○ 財政健全化計画の策定		
	○ 受益者負担の適正化		
	○ 定員適正化の推進		
	○ 公共工事コストの縮減		
	(2) 住民との協働による新たな行政サービス提供体制の確立 ・ ・	5	
	○ 情報公開の推進と透明性の向上		
	○ 住民の目線に立った協働体制の確立		
	(3) 成果型重視の行政経営の推進	・ ・ ・ ・ ・	6 ・ 7
	○ 行政評価システムの導入		
	○ 職員の意識改革と人事評価制度の確立		
	○ 職員提案制度の導入		
	○ 住民サービス向上と効率性が共存する組織づくり		
	○ 公共施設適正配置指針の策定		
	○ 指定管理者制度の導入		
	○ 電子自治体の構築		

I 行財政改革の必要性

今、わが国は、長引く景気の低迷の中で、深刻な財政赤字や少子高齢社会の到来、住民の価値観の多様化、環境への関心の高まりなど、社会経済情勢が大きく変貌する中で、聖域なき構造改革が国を挙げて取り組まれています。

この構造改革のもと、「官から民へ」という規制緩和や「国から地方へ」という地方分権が実行の段階を迎えており、住民に最も身近で基礎的自治体である地方公共団体は、自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応するために行財政基盤を強化し、住民福祉の更なる向上と個性的で活力ある地域社会の創造が求められています。

このような時代の大きなうねりの中で、平成16年10月、大島郡内4町が合併して周防大島町が誕生し、「元気 にこにこ 安心で 21世紀にはばたく先進の島」をキーワードに改革と飛躍への新たな一步を踏み出しました。

しかしながら、全国平均よりはるかに進んだ少子高齢化や脆弱な財政構造に加え、国の三位一体の改革*による地方交付税の大幅な削減など、本町の実行財政運営体制は根底から大きく揺らいでおり、危機的な状況に直面しています。

合併の真価が問われる中で、地方自治の新たな時代を切り拓き、複雑・多様化する住民ニーズに応えるためには、住民・行政協働による新しい行政手法を構築し、真に自立できる足腰の強い行財政システムを確立することが急務であります。

そのためには、これまでの「画一」、「一律」、「硬直」から、地域の特性に応じて、また住民の選択によって、個性ある行財政運営の多様な形態を、柔軟に選択できる自主自立の周防大島町の実現をめざした町政全般にわたる改革が必要となります。

ふるさと周防大島町の未来を拓き、真に住民の幸せと町勢の発展をめざした改革を実行するため、ここに周防大島町行政改革大綱を策定します。

* 三位一体の改革

地方税財政制度の改革において「国庫補助・負担金の削減、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直し」を同時に進めようとする考え方。地方財政のスリム化と地方自治体の裁量権拡大を同時にめざすもの。

Ⅱ 基本方針

地方分権の進展や複雑多様化する行政課題に的確に対応し、住民と行政協働による顧客（住民）志向の行政サービスへの変革を行い、真に持続可能な行財政システムを構築するため、次の３項目を行財政改革推進の基本方針と定め、改革を推進します。

（１）自主自立の周防大島まちづくりを支える行財政基盤の確立

三位一体の改革や町税の減少など厳しい財政状況の中で、時代の潮流とそれに伴う新たな課題に迅速かつ柔軟に対応できる自主自立の周防大島まちづくりを着実に進めるため、真に持続できる足腰の強い行財政基盤を確立します。

（２）住民との協働による新たな行政サービス提供体制の確立

地方分権時代にふさわしい主体的なまちづくりを行うため、積極的な情報公開により住民との情報の共有化を図り、住民参加型の町政を推進するため、住民の目線に立った住民と行政との協働による新たな行政サービス提供体制を確立します。

（３）成果型重視の行政経営の推進

民間の経営手法や発想を取り入れ、コスト意識とスピード感を持って、質の高い行政サービスを提供するため、民間にできることは民間に委ねるなど、町政の役割分担の見直しを行い、行政資源の適切な活用を図るとともに、職員の抜本的な意識改革を図るなど、成果型重視の行政経営を推進します。

Ⅲ 進め方

(1) 推進体制

行財政改革の推進に当たっては、庁内に設置する「周防大島町行政改革推進本部」(本部長＝助役)が中心となって、全職員参画の下に、全庁的に行財政改革に取り組み、民間有識者等により構成される「行政改革推進委員会」にその取り組み状況を報告し、委員会からの意見を取り入れながら、着実に行財政改革を推進します。

(2) 計画期間

平成18年度から平成22年度の5年間とします。

(3) 実施及び進行管理

行財政改革の実施に当たっては、大綱に基づき、年度計画と可能な限り数値目標を定めた「行政改革実施計画」を策定し、計画的に取り組むものとします。

実施計画の進捗状況については、「行政改革推進委員会」に定期的に報告し、意見を求めるとともに、広報紙やホームページなどで広く住民に公表します。

IV 具体的方策

(1) 自主自立の周防大島まちづくりを支える行財政基盤の確立

○財政健全化計画の策定

歳入に見合った歳出を基本に、中長期的にめざすべき財政指標の目標値を設定し、自主財源の確保、事務事業や補助金の見直し、整理統合による経常経費の削減、公共事業の重点化、プライマリーバランス*の黒字を維持するための町債発行の抑制など、その達成に向けた財政健全化計画を策定します。

○受益者負担の適正化

使用料・手数料等の受益者負担について、事務費や施設管理に要する経費などの算定基礎を明確にするとともに、社会情勢に十分配慮しつつ、住民の理解を得ながら適正な料金改定を行います。

○定員適正化の推進

平成16年10月1日の合併に伴い、平成17年度当初の職員数（普通会計）は、類似団体と比較して約150人多い状況となっています。合併の効果をできる限り早く出すため、平成22年4月1日時点で43人を当面の削減目標とし、その早期実現に向けて定員適正化計画を策定します。

また、新規採用の一時凍結、勸奨退職者制度の活用や積極的な民間委託の推進により、計画数値以上の職員数の削減をめざします。

(平成17年4月1日現在376人→平成22年4月1日333人)

○公共工事コストの縮減

公共事業の設計から施工に至るまでの各プロセスや維持管理コストを含めた総合的なコスト縮減の観点から、地域の実情に応じた基準の導入や市場価格の設計単価への適切な反映など、公共工事コストの縮減を図ります。また、公共事業再評価委員会を定期的に開催し、公共事業の効率性、有効性を高めます。

公共工事の入札・契約についても、競争性や透明性の向上を図るとともに、ITの活用による入札・契約事務の効率化を検討します。

* プライマリーバランス（基礎的財政収支）

国や地方自治体などの、収入と支出の釣り合い状態を見るもので、財政状態を示す指標とされている。通常、過去の借金の元利払いを除いた支出額と、地方債などの発行によって得る分を除いた収入額の差額。

（２）住民との協働による新たな行政サービス提供体制の確立

○情報公開の推進と透明性の向上

公平、公正で透明性の高い行政を確立し、住民と行政の信頼関係を構築するため、情報公開制度の充実や広報紙やホームページなどの活用による町政情報の積極的な提供を行うなど、住民と行政との情報の共有化を図ります。

○住民の目線に立った協働体制の確立

住民の多様な意見を町政に反映させるとともに、政策形成過程への住民の参画と透明性の向上を図るため、パブリックコメント制度*を推進するなど、地方分権時代にふさわしい、住民の目線に立った住民と行政の協働を推進するための仕組みや体制づくりなどについて検討を進めます。

* パブリックコメント制度

町の重要な政策等を決定する場合に、案の段階から公表し、住民の意見を聴き、その意見を反映させながら最終的な意思決定を行い、住民の意見とそれに対する町の考え方を公表するもので、町が意思決定を行うにあたっての公正性を確保するとともに、説明責任の徹底を図る制度。

（３）成果型重視の行政経営の推進

○行政評価システムの導入

限られた財源・人材を有効活用し、総合計画に掲げる事業等の優先順位や進行管理、公共事業、イベント、補助金のあり方を見直し、効率的な行政運営の実現、職員の意識改革、住民への説明責任や行政の透明性の向上に資する、計画（P l a n）→実施（D o）→確認（C h e c k）→対策（A c t i o n）のPDCAマネジメントサイクル*による行政評価システムを導入します。

○職員の意識改革と人事評価制度の確立

行政能力の向上や高度な専門知識の習得を目的とする人材育成基本方針を策定し、職員の資質の向上を図るとともに、職員一人ひとりが明確な目標を持って職務に取り組むことができるよう目標管理型の人事評価制度を確立し、職員の適切な能力把握とこれを踏まえた人事管理を行い、職員の意識改革と意欲あふれる職場の醸成に取り組めます。

○職員提案制度の導入

コスト意識とスピード感を持った成果重視の行政を推進するため、職員一人ひとりが、日常業務遂行上の課題や問題意識に根ざした改善策を提案することにより、職員の意識改革と全庁的な経営革新を図る取り組みとして、職員提案制度を導入します。

○住民サービス向上と効率性が共存する組織づくり

4町が合併して生まれた本町では、現在、分庁と4総合支所による周防大島方式で事務を執行し、住民サービスを提供しています。

これは、合併による住民サービスの混乱を避け、事務事業を停滞させないよう、暫定的な組織としたものです。

しかしながら、合併のメリットである効率的でスリムな組織とするため、住民サービスの維持向上が図られる組織づくりについて、分庁と総合支所機能について見直しを行います。

○公共施設適正配置指針の策定

少子高齢化の進展や公共施設を利用する住民の利便性に配慮するとともに有識者や住民の意見も反映し、公共施設の有効活用、統合、廃止、転用、新設等に関する公共施設適正配置指針を策定します。

* マネジメントサイクル：管理サイクル。効果的、効率的な行政運営を目的として、政策、施策、事務事業を対象に、企画立案（PLAN）→実施（DO）→確認（CHECK）→対策（ACTION）を行い、それを元に企画立案（改定）を行うサイクル。

○指定管理者制度の導入

公の施設の管理については、「民間にできることは民間に」を基本に、サービス水準の維持・向上と費用対効果を十分検討し、平成18年4月を目途に指定管理者制度を導入し、効果的かつ効率的な管理運営を行います。

○電子自治体の構築

高度情報化社会に対応し、職員の知的生産性を高めるため、シングルサインオン*によるグループウェアの機能強化を図ります。

合併による庁舎間の距離的制約を解消し、ペーパーレスによる経費の削減に資するため、財務会計システムと文書管理システムの電子決裁を導入するとともに電子申請・電子調達等、電子自治体の構築をめざします。

また、ICT*を活用して、「いつでも」（昼でも夜でも24時間）、「どこでも」（職場でも家でも、都会でも地方でも）、「誰でも」（大人も子どもも、高齢者も）、「同じように」（条件が同じなら、おなじように公平・公正に）ネットワークが簡単に活用できるユビキタスネットワーク社会*の実現をめざします。

* シングルサインオン（Single Sign-On）

1回の認証手続きで、複数のアプリケーションなどにアクセスできること（またはそれを実現するための機能）を指す。これにより、ユーザーはパスワードを1つ覚えておくだけで、厳格なパスワード管理も現実的なものとなり、より高いセキュリティを実現することが可能になり、システム管理者は、パスワードなど認証情報の管理を一元化することによって、複数の認証情報を管理したりする負担から解放される。

* ICT（Information & Communications Technology）

ITとほぼ同義語であるが、誰でも何でも簡単にネットに接続することにより多様で自由かつ便利な「コミュニケーション」が実現するという点が最も重要な概念であることを踏まえ、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、今までの目標であったIT社会から一步進んだ、情報化社会を目指す総務省の構想である。

u-Japan構想においては「ICT」の語が使用されている。

* ユビキタスネットワーク社会

ラテン語で「いたるところに存在する（Ubiquitous）」という意味の言葉で、現在の情報社会では、「欲しいさまざまな情報がいつでもどこでも手に入る」という意味で使われている。ユビキタスにより、あらゆる生活の場に組み込まれたコンピューターから、好きなときにどこからでもネットワークに接続できるネットワーク社会。